

尾張東部衛生組合循環型社会推進会議の活動の総括

尾張東部衛生組合
管理者 瀬戸市長 増岡 錦也

1. 総括の背景

瀬戸市、尾張旭市及び長久手市（以下「構成市」という。）と尾張東部衛生組合（以下「組合」という。）の一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「基本計画」という。）・後期計画（平成 21 年度～25 年度）が、平成 21 年 3 月に策定された。この基本計画において、基本計画の推進と進行管理は、前期計画と同様に尾張東部衛生組合循環型社会推進会議（以下「推進会議」という。）が行っていくことが確認された。

しかしながらその後、組合は、推進会議活動に関して、検討が求められる次の二つの課題があることを認識するに至った。

- ① 基本計画の推進と進行管理を推進会議が行っていくことに関して、構成市の考えにかなりの差異があること。
- ② 推進会議が背負っている使命に関して、各々の市民委員の認識に大きな違いがあること。

このようなことから、組合は、平成 23 年 4 月に、推進会議のあり方について構成市と協議することとし、平成 23 年 10 月に開催した推進会議あり方検討会議において以下のことを決定した。

- ① 推進会議は、平成 23 年度末で廃止する。
- ② 平成 24 年度以降の基本計画の推進と進行管理は、構成市・組合が各々で行う。

組合のもとでの推進会議を終了するにあたり、推進会議の全体会議は組合に対して、今までの推進会議の活動をどのように評価しているのか、また、今後に繋げる意味合いからどのように構成市に移管するべきかを総括することを要望した。この文書はその要望に基づき組合が推進会議の平成 16 年度から平成 23 年度までの 8 年間の活動を組合の立場から総括したものである。

2. 推進会議の設立の背景と目的・役割

構成市と組合においては、分別の強化などごみ減量施策が施されてはいたが、平成 14 年度までの処理量は増加傾向にあり、処理能力の限界に達することや最終処分場の残余容量が逼迫することが懸念された。

その折、国（環境省）は循環型社会形成基本法の制定をはじめ各種リサイクル法、資源の有効利用等促進に関する法令で自治体の担う責務について明確化した。

このような状況の下、廃棄物処理法第 6 条でいう「一般廃棄物処理基本計画」を策定するにあたり、構成市及び組合は市民代表・事業者代表及び行政担当者の三位一体の努力をするため「わいわいごみごみの会（Y G 会）」を平成 14 年 1 月に組織し、様々な立場からの意見・提案を取り入れる形で平成 16 年度から平成 25 年度までの基本計画を策定した。本計画の制定で主たる目的としたものは、ごみの減量化と資源化の推進による処理限界の回避と最終処分場の延命化である。Y G 会は基本計画を策定後、平成 16 年 3 月に解散した。

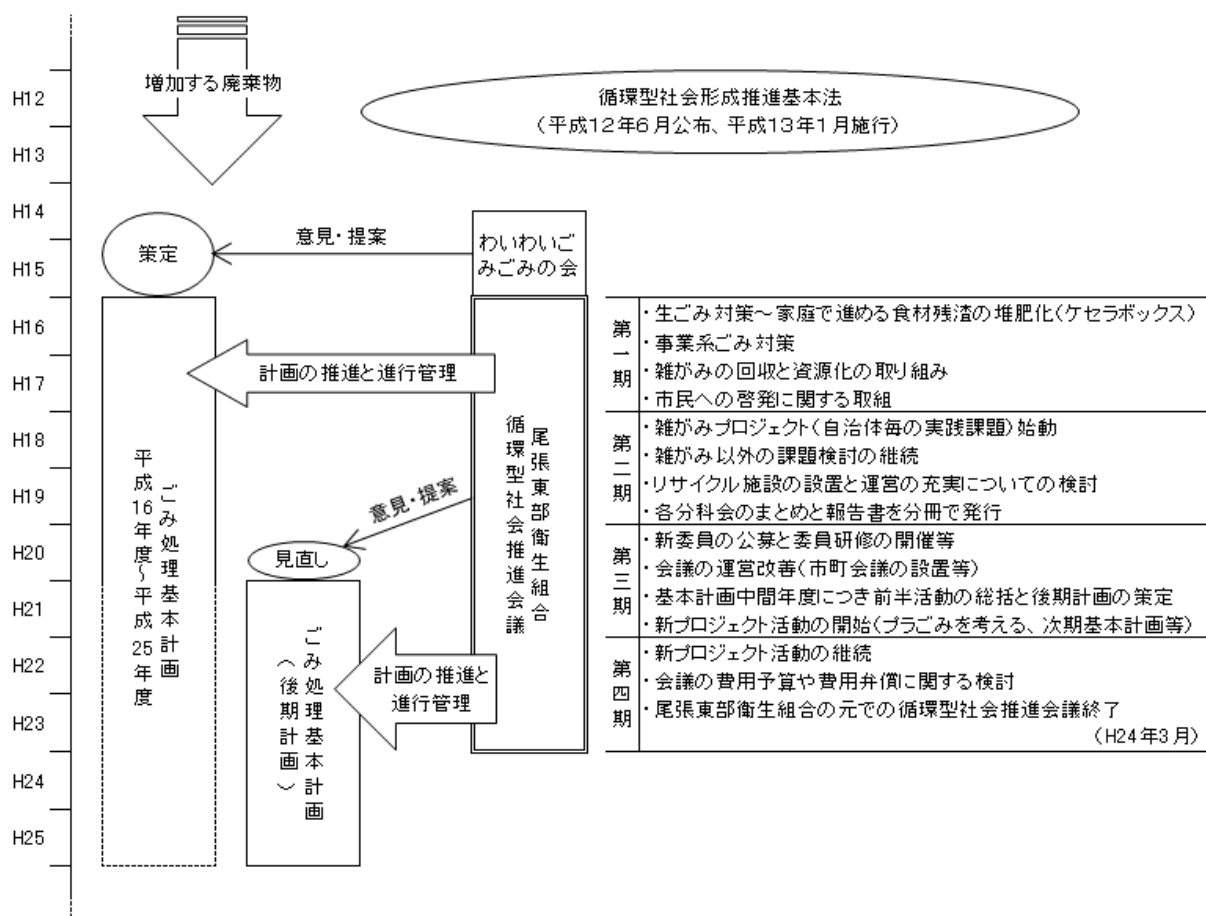
推進会議は、構成市と組合の基本計画の実効性を高め、循環型社会の形成に資することを目的とし、尾張東部衛生組合循環型社会推進会議設置要綱（以下「要綱」という。）に基づき、次に掲げる事項（要綱第2条）について必要な活動を行うために平成16年8月4日に設立された。

- 1) 基本計画の推進に関すること。
- 2) 基本計画の進行管理に関すること。

推進会議は要綱に基づき、各種取組の推進、普及啓発活動に加え、基本計画に基づく施策の進行管理を行ってきた。また、構成市の個別の課題については推進会議のそれぞれの地域部会で検討を行ってきた。専門的な問題に関しては適宜個別プロジェクトを立ち上げて調査・検討を行ってきた。推進会議の主要な活動は以下の様にまとめられる。

- 1) 各種取組の推進
- 2) 情報収集、技術開発
- 3) 普及啓発活動
- 4) 資源化・発生抑制の学習
- 5) 施策の進行管理
- 6) 施策の点検・調整

推進会議の設立の経緯と活動の概要を下図に示す。なお、推進会議の活動は平成16年度から2年度毎に期を分けており、第1期（H16-17）・第2期（H18-19）・第3期（H20-21）・第4期（H22-23）となっている。



推進会議の設立の経緯と活動の概要

3. 組合の役割

組合は推進会議を所管し構成市とともに、推進会議が必要とする情報の提供、物品の支給等その活動に対して積極的な支援を行う責務があり（要綱第9条）、必要な支援を推進会議に行ってきた。その支援活動として次のことを実施してきた。

- 1) 推進会議の各種会議に対する事務局としての支援（会場設定、会議資料準備・配布、議事録作成等。但し、一部の会議の議事録は組合負担軽減のため推進会議が H23 年度からは作成。）
- 2) 推進会議の見学会への支援（見学先との折衝、交通手段の便宜供与等）
- 3) 推進会議の個別プロジェクトへの技術的支援（プロジェクトへの組合技術職員の参加）
- 4) 推進会議の勉強会に対する支援（会場設定、講師等との折衝、勉強会報告書作成、アンケート集計等）
- 5) 推進会議の活動費の予算化と支給（交通費、イベント経費、DVD 等の作成費）

4. 基本計画の目標と実績推移

4-1. ごみ減量の目標値

基本計画の中では平成 25 年度におけるごみ排出量の数値目標を以下のとおり謳っている。

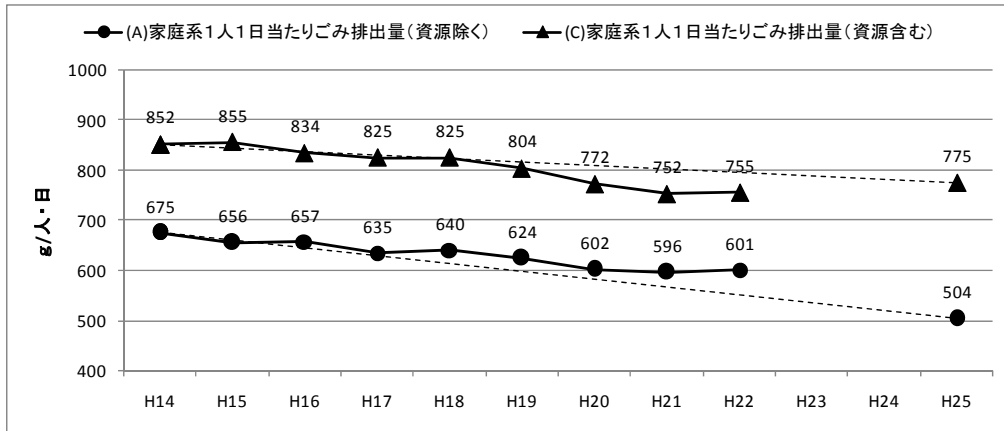
	項 目	目標値 (平成 25 年度)
A	家庭系 1 人 1 日あたりのごみ排出量 家庭から排出される不要物のうち、資源ごみ・集団回収を除くごみの量	504 g/人・日
B	1 人 1 日あたりのごみの排出量（家庭系及び事業系） 家庭及び事業所の双方から排出される不要物のうち、資源ごみ・集団回収を除くごみの量	720 g/人・日
C	家庭系 1 人 1 日あたりの排出量 家庭から排出されるごみ及び資源（集団回収も含む）の量	775 g/人・日
D	資源化率 家庭から排出される不要物のうち、資源（集団回収も含む）の割合	35%

「家庭系 1 人 1 日あたりのごみ排出量 (A)」504g/人・日は国の「循環型社会形成推進基本計画（平成 15 年 3 月）」の平成 22 年度予測値を基本計画の目標値としている。また、「1 人 1 日あたりのごみの排出量（家庭系及び事業系）(B)」720g/人・日は「あいち資源循環型社会形成プラン（平成 15 年 3 月、愛知県）」の平成 22 年度の目標値を基本計画の目標値としている。

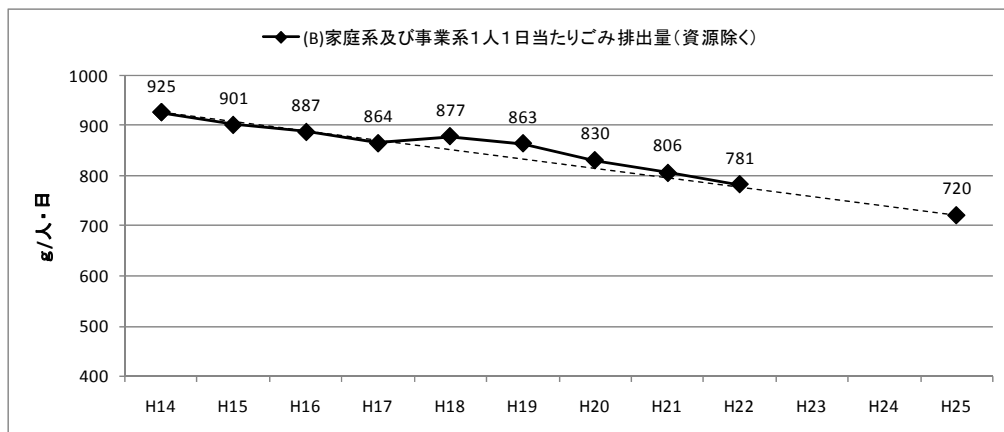
一方、「資源化率 (D)」の目標値は 35%と設定されたが、スーパー等の民間自主回収の拡大、アルミ缶等の有価資源の持ち去りなどで、後期計画では行政側としての目標達成は困難と見られた。そのため資源化率は補完的な目標として位置付けられている。また、「家庭系 1 人 1 日あたりの排出量 (C)」775g/人・日は資源ごみを含む家庭からの総排出量で、A と D から算定される数値 ($C=A/(1-D)$ 即ち $775=504/(1-0.35)$) であるが、家庭系ごみの発生抑制の意味で目標値としている。

4-2. 構成市毎のごみ減量の現状

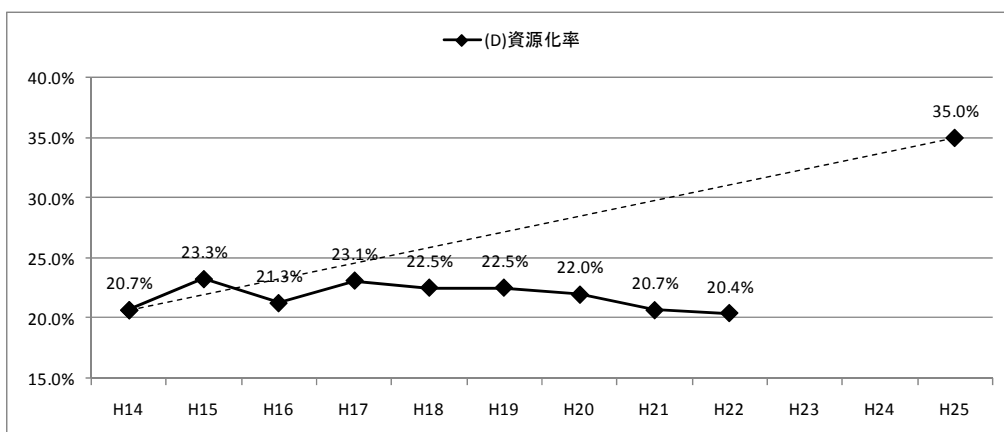
瀬戸市のごみ減量の現状



目標値との比較：家庭系1人1日あたりのごみ排出量（A・C）



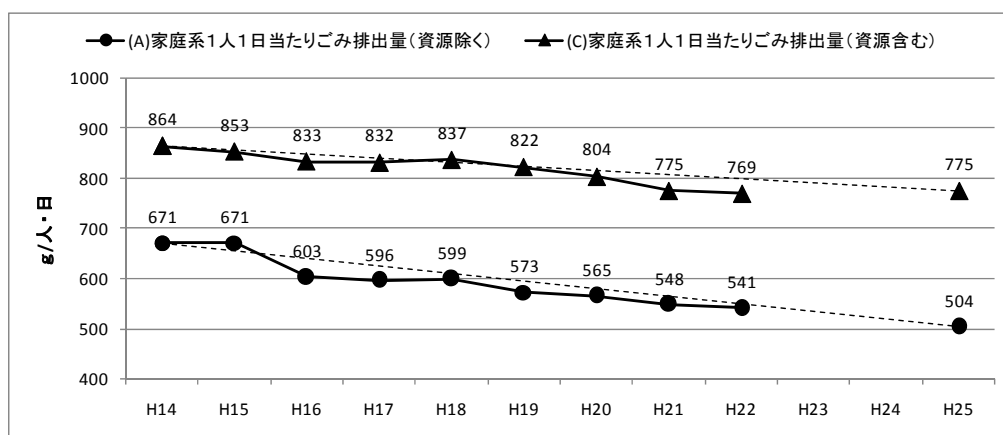
目標値との比較：家庭系及び事業系1人1日あたりのごみ排出量（B）



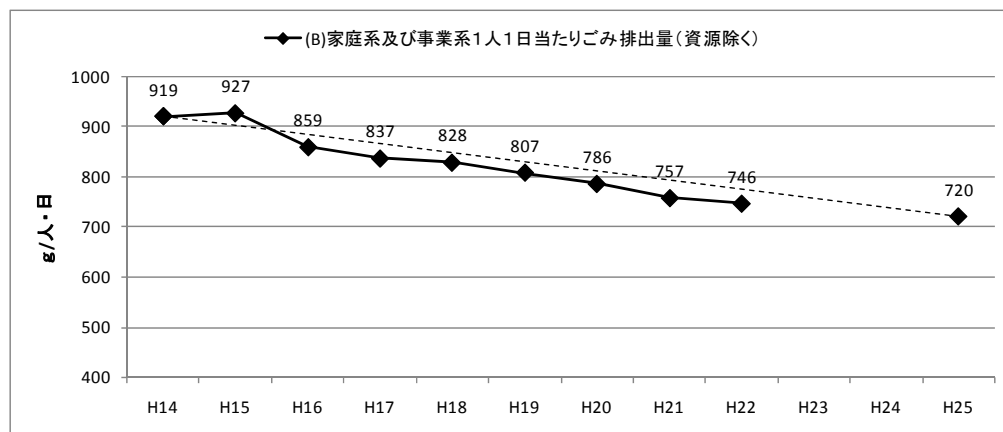
目標値との比較：資源化率（D）

家庭系ごみ排出量(A)は平成20年以降600g/人・日で推移しており、目標値を上回っている。しかし、家庭系と事業系を合わせたごみ排出量(B)は目標値720g/人・日に向かっており、順調に推移している。このことは家庭系のごみ排出量は目標を上回っているが、事業系の減量が計画以上に進み、全体として目標値に向かっていけると言える。

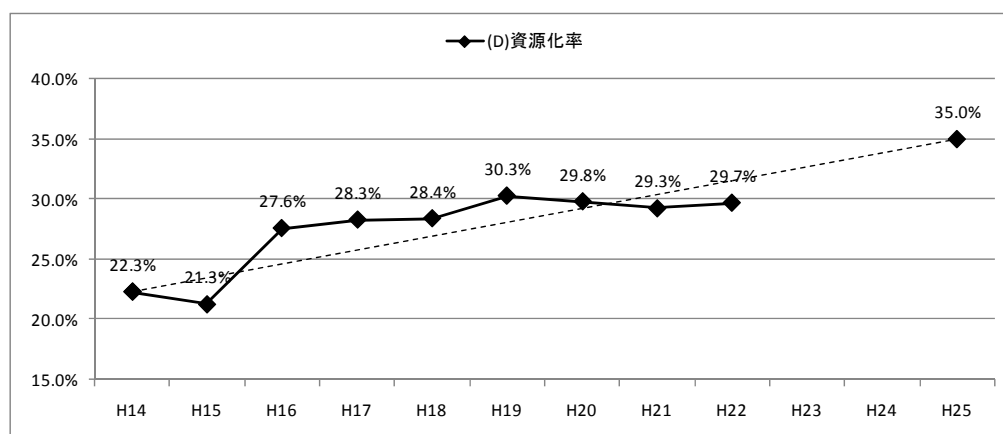
尾張旭市のごみ減量の現状



目標値との比較：家庭系1人1日あたりのごみ排出量（A・C）



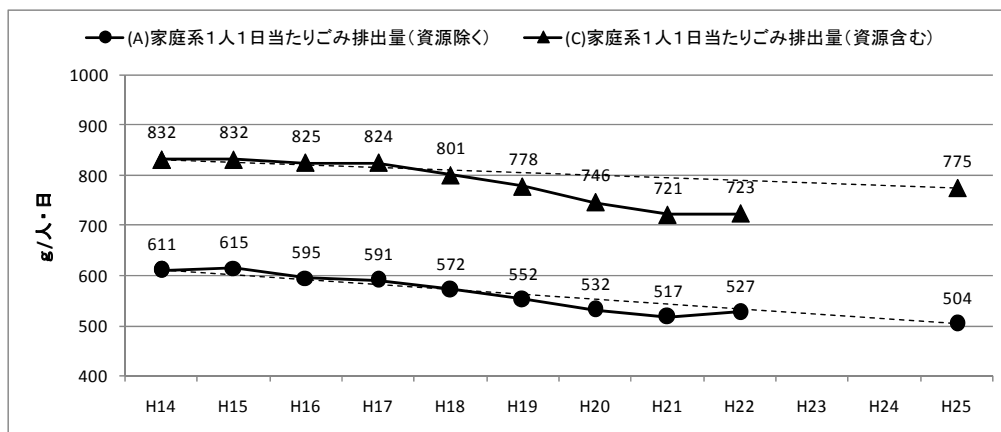
目標値との比較：家庭系及び事業系1人1日あたりのごみ排出量（B）



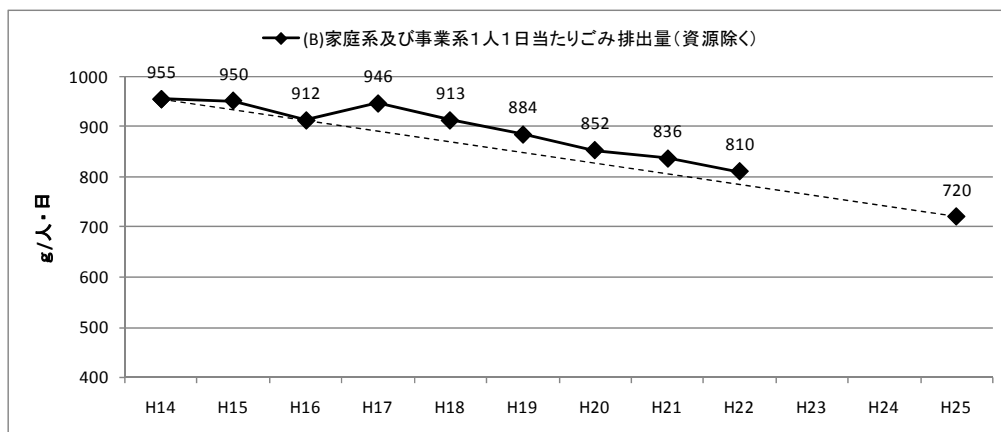
目標値との比較：資源化率（D）

家庭系ごみ排出量（A）は順調に目標値 504g/人・日に向かっていいる。事業系を含めた排出量（B）の目標値 720g/人・日へは目標を下回る減量効果を示している。このことは、瀬戸市と同様に事業系のごみ排出の減量が進んでいる一方で家庭系も順調であることから、全体として目標を下回る減量が進んでいると言える。

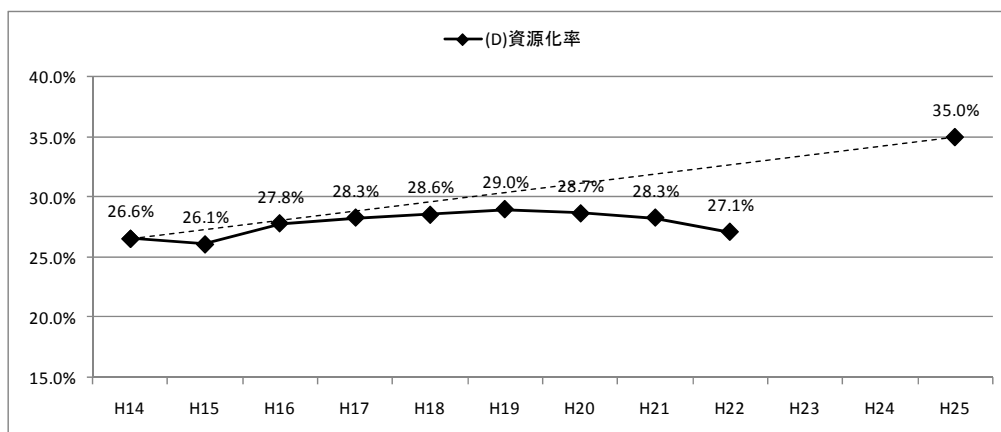
長久手市のごみ減量の現状



目標値との比較：家庭系1人1日あたりのごみ排出量（A・C）



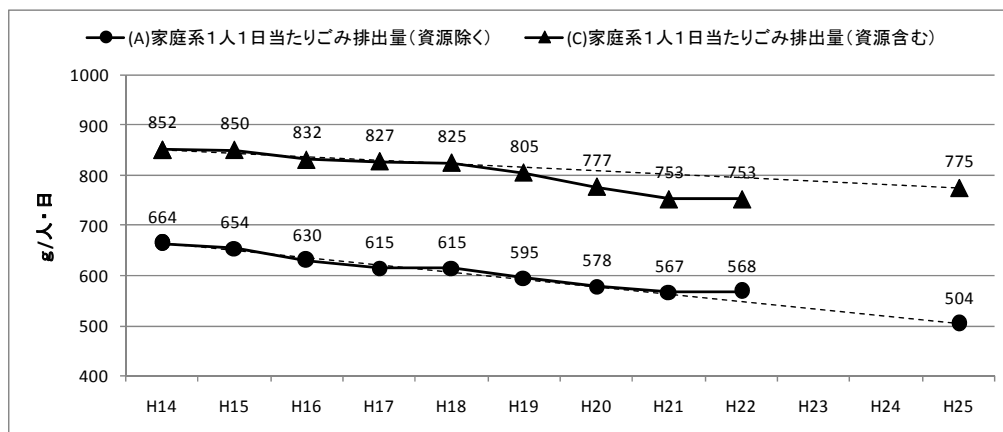
目標値との比較：家庭系及び事業系1人1日あたりのごみ排出量（B）



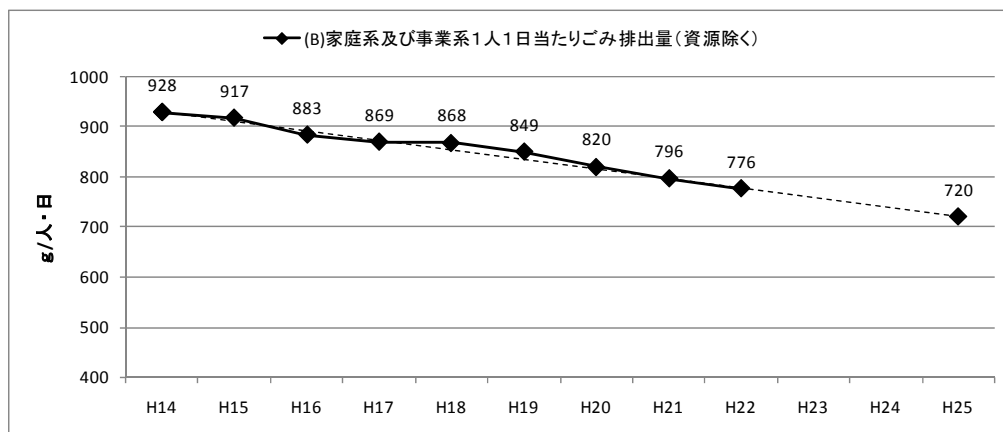
目標値との比較：資源化率（D）

家庭系ごみ排出量（A）は目標値 504g/人・日に向かって順調に推移している。しかし、事業系を含めた排出量（B）は平成 16 年以降一貫して目標ラインを 1 年ほどずれて上回っている。

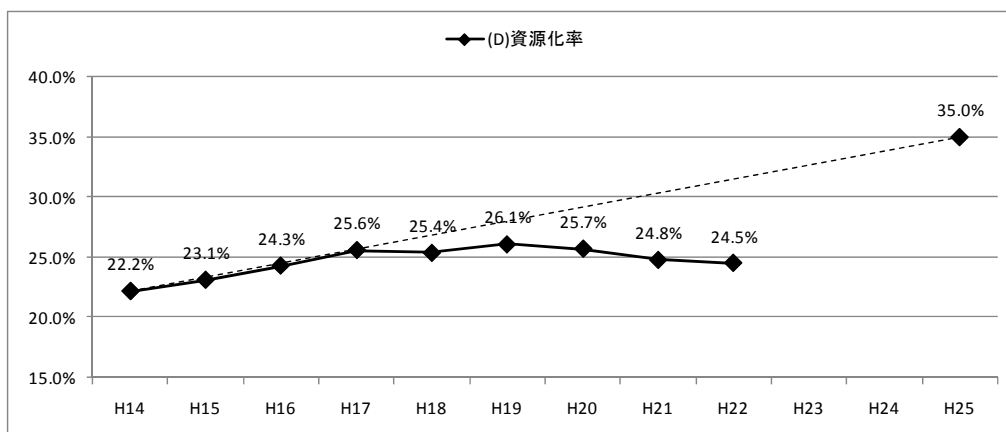
構成市のごみ減量の現状



目標値との比較：家庭系1人1日あたりのごみ排出量（A・C）



目標値との比較：家庭系及び事業系1人1日あたりのごみ排出量（B）



目標値との比較：資源化率（項目D）

構成市全体の家庭系のごみ排出量（A）は平成22年に目標値504g/人・日ラインを若干ではあるが上回っている。一方、事業系を含めた排出量（B）は目標値720g/人・日に向かって順調に推移している。これは近年において家庭系ごみ減量のペースが緩やかになり、主に晴丘センターの処理料金値上げによるものと思われる事業系ごみ削減が顕著であることを表わしている。

4-3. 焼却量と最終処分量の現状

後期計画の中では、ごみ減量の目標達成時の焼却量及び最終処分量の見込みが示されている。ここに平成 22 年度までの実績を入れたグラフを図-1 と図-2 に示す。

(1) 焼却量の評価

焼却量については平成 13 年度をピークに処理限界から遠ざかる傾向にあり、前述したように構成市合計の家庭系及び事業系のごみ減量がほぼ達成されることから、処理限界の 260 t/日より 70 t/日少ない目標値 190 t/日の達成は可能なものと見込まれる。

焼却量は焼却施設への負荷のひとつの指標ではあるが、それが比例的に施設の延命化に資するものではなく、ごみ減量による施設延命への寄与度を定量的に示すことは困難である。

ただし、後期計画策定当初から、ごみ排出量やメンテナンス状況において大きく想定を外れる要素はなく、今後もこの状況が続き適切なメンテナンスが施されれば、後期計画にも記したように平成 33 年程度までは利用可能と考えられる。

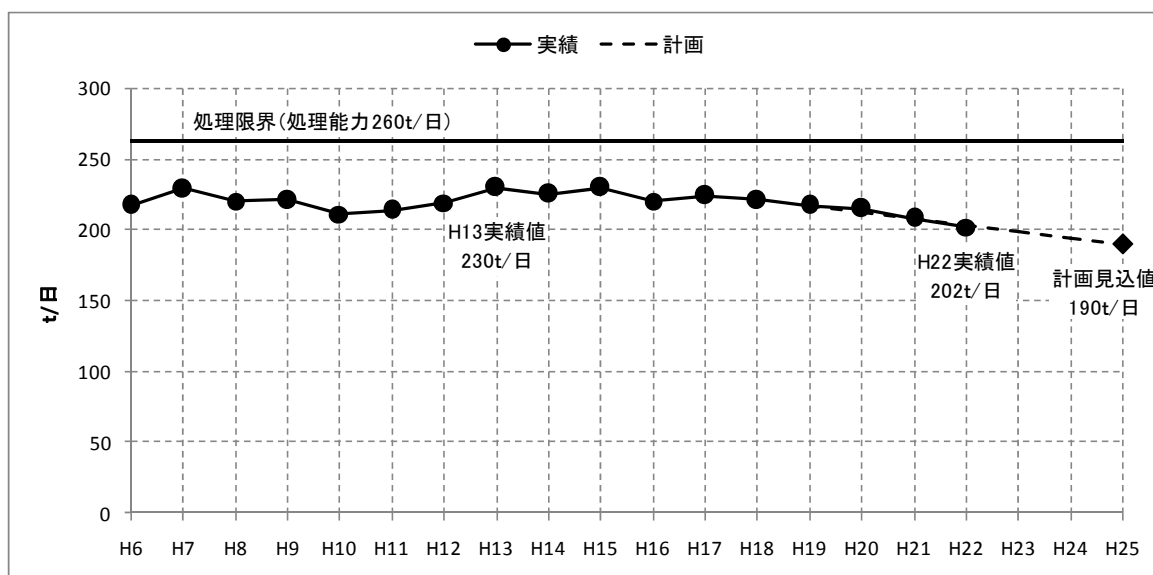


図-1 晴丘センターの1日あたりのごみ焼却量 (=年間焼却量/年間稼働日数)

(2) 最終処分量の評価

最終処分量については、平成 22 年度末における累積埋立て量は 34,174 m³、残余率は 82.9% である。図-2 から見てとれるように、このペースは目標値の平成 33 年度末の残余率 50% を十分に達成できるものといえる。

〔上記の累積処分量は後期計画で示したものと異なるが、これは後期計画策定後に実施した残余容量の測量によってより実態に近い比重換算 (t→m³) が可能になったためである。〕

また、最終処分場の延命措置としてアセック等への地区外搬出があるが、これをしなかった場合の平成 22 年度末における累積埋立て量は同じく図-2 より 54,948 m³、残余率は 72.5% で

あり、地区外搬出による最終処分場延命化への寄与度は残余率 10.4%に上ることが分かる。

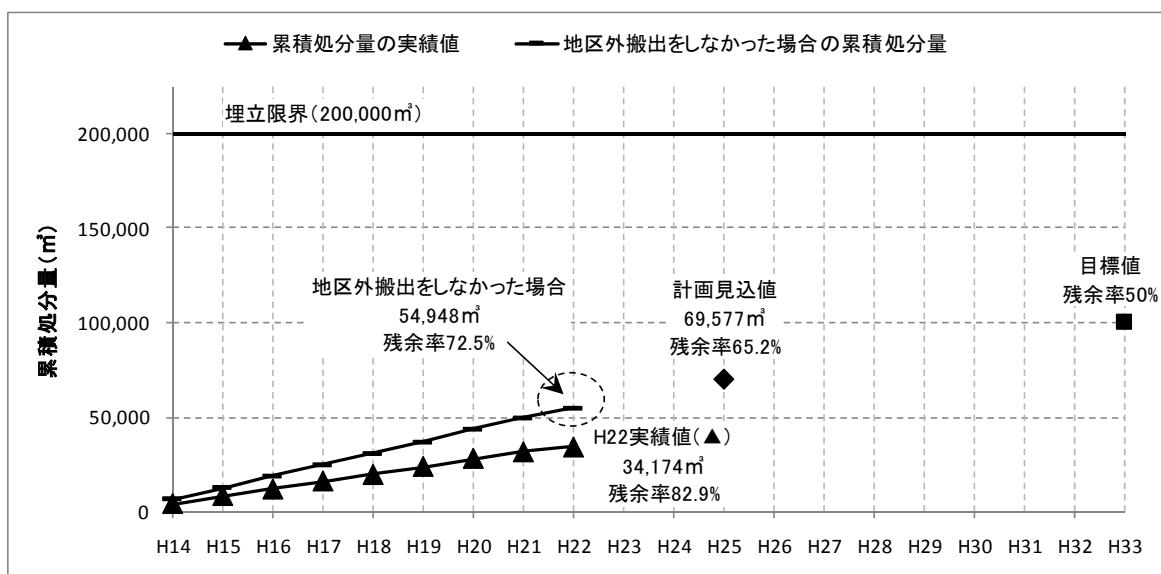


図-2 最終処分量の累積値と地区外搬出による延命効果

【地区外搬出のコスト分析】

当組合所有の北丘最終処分場へ埋め立てた場合、

- ①ランニングコストは下表の $(a + b) \div c$ より約 21,000 円/m³であり、
(千円未満四捨五入)

北丘最終処分場の単価算出基礎数値

	地区外搬出に係る費用 を除く最終処分費決算額 a	周辺管理費決算額 b	埋立て量 ※ c
H14～H21年度 合計額	404,433,574 円	240,752,372 円	31,449 m ³

※破碎残渣・覆土を含む
(最終処分費に焼却灰と破碎残渣の区別はなく、埋立ての
進捗による土堰堤造成のための覆土は必須である為。)

- ②イニシャルコストは約 20,000 円/m³ (建設経費約 40 億円, 埋立容量 200,000 m³より)
であるから、埋立てに係る単価は約 41,000 円/m³である。

一方、旧アセックへ搬出した場合は (新舞子, 平成 21 年度まで搬出)

下表の $(a + b) \div c$ より搬出に係る単価は約 22,000 円/m³である。

旧アセック搬出の単価算出基礎数値

	処理費 a	運搬費 b	搬出量 c
H14～H21年度 合計額	350,114,447 円	49,234,536 円	18,039 m ³

上記より、延命化への寄与度と単価の安さに鑑みれば旧アセックへの搬出は十分な費用対効果を得られたものと考えられる。

また、今後の新アセックへの搬出に係る単価は（衣浦港，平成 22 年度末より搬出）
下表の a + b より約 37,000 円/m³であり、

新アセック搬出の処理費・運搬費単価

	処理費 a	運搬費 ※ b	※運搬委託の契約更新 により 3 年毎に変動
処理費・運搬費 単価	32,970 円/m ³	3,780 円/m ³	

旧アセックへの搬出に比べれば北丘最終処分場への埋立て単価（約 41,000 円/m³）に近づくものの、まだ新アセックへの搬出単価の方が安価である。

構成市内に最終処分場を保有することには数値化し難い様々な価値があるが、今後構成市内に新たな最終処分場を建設することは極めて難しいため、可能な限り半永久的に現在の最終処分場を持続させたいというのが組合の考え方である。よって、その考え方に照らせば、新アセックへの搬出には上述の単価の差額以上のメリットがあるといえるため、組合は今後も新アセックへの搬出を継続していく。

<参考>

新アセックへの搬出量は、搬出先の受け入れ条件や、北丘最終処分場の安定運用のために最低限必要な埋立て量等を考慮して計画する。平成 24 年度の新アセックへの搬出予定量は 5,500 t（比重換算で 2750 m³）である。

5. 推進会議の活動の歴史

推進会議活動において実施された主な学習会や視察を以下の一覧に記す。

	年度／月	活 動 内 容
第 一 期	H16. 2	講演会「エコロジーセミナー」(江尻京子氏)
	3	先進地視察(桑名市、小牧市)
	H17. 4	瀬戸市エコプラザ開設(瀬戸市資源リサイクルセンターはH15.8開設)
	10	尾張旭市リサイクル広場開設
	11	先進地視察(多摩市、鎌倉市)
	11	環境展見学(環境展 in 名古屋)
	2	組合議員との懇談会
第 二 期	H18. 6	新任委員研修会
	8	新任委員研修会
	H19. 4	ながくてエコハウス開設
	7	組合議員との懇談会
	8	先進地見学(豊明市、安城市)
	10	講演会「循環型社会自然地球の環境及びLCAの観点から」 (名古屋産業大学小川教授)
	11	議員との意見交換(瀬戸・尾張旭・長久手議員)
	1	新任委員研修会
	3	活動報告書「みんなでつくろう循環型のまち」作成
第 三 期	H20. 7	ごみ処理基本計画学習会「ごみ処理基本計画とは」(田中重之氏)、 「プラスチック系ごみをどう処理すべきか」(名古屋産業大学小川教授)、 「LCA手法を用いてごみ処理問題を考える」(名古屋産業大学成田教授)
	3	DVD「雑がみは資源です」作成(尾張旭チーム)
	3	基本計画後期計画(H21～H25)改定
	H21. 7	レジオン(中間処理業者)視察
	11	講演会「晴丘センターにおけるごみ処理LCA」 (名古屋産業大学成田教授)
	2	新日本製鉄名古屋製鉄所プラスチックリサイクル施設見学
	3	DVD「雑がみの分別について」作成(瀬戸チーム)
第 四 期	H22. 11	講演会「循環型社会の推進について」(人間環境大学吉野教授)
	12	報告書「プラごみの取扱について考える」作成
	1	エコ豚クッキング講座(瀬戸チーム)
	2	講演会「ごみの有料化と他市町村の動向」(東洋大学山谷教授)
	H23. 8	報告書「草木の剪定屑の効果的処理」作成
	12	王子製紙春日井工場見学
	1	多治見市視察(有料化プロジェクト)
	1	環境にやさしい親子料理教室(瀬戸チーム)
	3	「推進会議活動の総括」作成

6. 推進会議の活動の総括

6-1. 総合評価

4-2節で述べているように、構成市のごみ排出は目標に向かって順調に減少している。これは構成市が基本計画にある取り組むべき課題を順調に実施している証であると評価できる。更に、基本計画の進行を管理する推進会議がその役割を十分に発揮しているものと言える。

6-2. 個別事業の評価

(1) 雑がみプロジェクト

第1期（平成16年度～17年度）

資源化分科会において課題と施策を調査・研究・検討した。

第2期（平成18年度～19年度）

雑がみの資源化に焦点を絞り、この実践活動の企画・計画・準備を行った。

第3～4期（平成20年度～23年度）

プロジェクト体制で、各市町の特性に合わせた活動するため、構成市ごとに実践した。

瀬戸チームは行政などが行うイベント等の参加者に雑がみリサイクルのPR活動や、雑がみ分別に関するDVDを使ったPR活動を行った。また、王子製紙春日井工場への見学会を開催した。

尾張旭チームは自治会ごとに雑がみ分別関連DVDを使ったPR活動や、DVDを回覧して多くの市民に視聴してもらうなど地道な雑がみ分別啓発活動を行い、雑がみ資源化に大きな成果を得られた。

(2) プラごみプロジェクト

第1回の「プラごみプロジェクト会議」を平成21年12月9日持って以来、プロジェクト会議を積み重ね、その間、専門家の講演会、施設見学を開催し、平成22年12月に報告書を完成した。

プラごみプロジェクトにおける最も評価されうることは、容器包装プラスチックごみの処理費用を定量的に目に見える形で明らかにしたことであろう。今までは、資源の節約だとか地球温暖化等の定性的な見地からの評価に止まっており、焼却した時の処理とリサイクルした時の処理を数値的に評価できなかった。このことにより、市民の理解を得られ、行政の判断を正確に判断してもらうことができる。

また、分別収集リサイクルは収集と選別に非常に多くのコストがかかり、構成市の大きな負担になっていることが分かった。このことは容器包装リサイクル法には大きな問題が孕まれており、今後、構成市の負担軽減について国に働きかける必要性を明らかにしている。

(3) 剪定ごみプロジェクト

草木剪定屑の堆肥化や採石場などの跡地に山林回復のための肥料として埋め立てて晴丘セン

ターに搬入される草木剪定屑を減らすことと、草木剪定屑の発生地域における自然消滅の仕組みづくりを目的に、平成 20 年 10 月から活動を開始し、平成 22 年 3 月までの約 1 年半にわたって剪定木の埋立てによる各種条件下での重量・形状等の変化について調査研究を行った。

この試験結果をもとに、剪定木を引き取ってもらえる鉱山跡地を探したが見つからず、試験データの収集のみとなった。

剪定木リサイクルについては、民間の施設でのリサイクルに期待するとして、廃棄物を自然に返す発想については循環型社会の原点ともいえる。

(4) その他のプロジェクト

高齢者プロジェクトはシルバー世代の豊富な経験と知識を聴取し、循環型社会推進に活用することを目的に研究した。

有料化プロジェクトは東洋大学山谷教授による講演会を開催し、有料化の先進地である多治見市に有料化導入実施事例について聴取を行った。

「循環型社会推進とは」の勉強プロジェクトは人間環境大学吉野教授による講演会を開催した。

生ごみ減量プロジェクトは、生ごみの水切りによる減量に始まり、資源化あるいは分解等の減量に取り組み、堆肥化工場への見学会の開催、エコッキングイベントの開催などの一般市民への PR 活動を行った。生ごみ減量を目指した堆肥化による資源化活動が推進会議から平成 22 年に分離独立し、現在成果を上げつつある。これは推進会議の活動の発展として大いに評価できることである。

その他活動途中ではあるが、剪定ごみ資源化の調査研究や次期基本計画策定に関するプロジェクト等の調査研究など多種多様な活動を行ってきた。

このように市民と行政との協働によるごみ減量・資源化に関する調査研究活動を通して、組合と構成市が策定した基本計画の実効性を高め、循環型社会形成に向けて大きな成果が得られたものとする。

7. 諸般の事情

(1) 構成市の情勢の変化

平成 23 年 10 月 26 日に開催した組合及び構成市の担当課による会議で、平成 24 年度の推進会議のあり方について協議した。

この会議で瀬戸市は、現状では基本計画を構成市が共同で推進していく体制等が崩れている。平成 24 年度以降の基本計画の推進については、組合の推進会議によらないで個別に進めていく考えている。基本計画は変更し、平成 24 年度以降は瀬戸市で計画の推進、施策の進行管理を行う。

尾張旭市は、現在の基本計画の終了する平成 25 年度までは、計画の推進、施策の進行管理等

は現体制を維持していってもらいたいと考えている。

長久手市は、現在住民の委員が全くいない状況なので、平成 24 年度以降の基本計画の推進、施策の進行管理等は推進会議をお願いしていく考えはない。基本計画は変更し、平成 24 年度以降は長久手市で計画の推進、施策の進行管理等を行う。

構成市のそれぞれ意向の違いが判りましたので、平成 24 年度以降は、基本計画を変更し、構成市及び組合は個別に推進していくこと並びに要綱は平成 23 年度をもって廃止していくことを確認した。

(2) 組合にとって継続のメリットの減少

基本計画の中で、組合が取組むべき課題と実施状況は以下の様になっている。

組合が取組むべき課題と実施状況

取 組		本計画での取組	組合	実施状況
意識改革 と仕組み づくり	学校教育（総合学習） を利用する	ごみ処理施設や再生工場などの見 学をすすめます	○	実施
	住民自らによる意識 改革を行う	ごみ処理施設の見学やごみ収集体 験会を実施します	○	実施
事業系ご み対策	剪定木のリサイクル について検討する	剪定木の資源化方法について検討 します	○	消滅試験 実施
	立ち入り検査等を強 化する	搬入ごみに対して搬入物検査を実 施し、不適物が含まれている場合 は持ち帰り等の指導を行います	◎	実施

注) ◎：重点課題として必ず達成する。○：達成を目標とする。

上表に示すように取組むべき課題はほぼ達成している。しかし、剪定木のリサイクルについての検討は消滅試験の実施にとどまっておき、リサイクルの面では十分なものとは言い難いが、土に帰すことで焼却量の削減、森林土壌の肥沃性・保水性の改善に繋がっている。また、CO₂ の排出取引の拡大、原発事故以来のエネルギー源の見直し等、剪定木を取り巻く近年の状況は大きく変化している。従って、剪定木は今後民間側の資源化努力が期待でき、ごみとしての削減が大いに期待できる。

このように、組合としての目標をほぼ達成しており、組合の職員の負担、財政負担を考えたとき継続のメリットより、それに費やすエネルギー負担が大きいと考える。

8. 後継活動への引き継ぎ事項

(1) 後継活動への引き継ぎにあたり

① 組合の基本姿勢

ごみ減量化の基本は構成市のごみ排出をいかに少なくし、資源化のための分別をいかにす

るかである。晴丘センターへ搬入されたごみを極力資源化することは必要ではあるが、一旦ごみとして回収されたものを分別することは困難である。これは処理前の危険物除去の必要性が無くならない現況に鑑みても言えることである。よって、搬入後の分別は粗大ごみなど一部に限られ、その他は処理施設の資源物選別能力に委ねるのが現実的である。

従って、組合の主たる責務は処理施設の資源物選別能力を向上させることや、いかに効率よく焼却し、いかにエネルギーとして回収するかであろう。

② 組合と構成市との緊密な関係の維持

基本計画の今後の進行管理については、共通の課題や問題が生じた場合には、これまでと同様に構成市と組合との連携を密にして取り組む。

ごみ処理については、これまでと同様に構成市と組合で協議の上進める。

③ 次期基本計画の策定における構成市への技術情報の提示

次期基本計画は構成市毎で策定されるが、組合の焼却施設等への影響も考慮する必要がある。また、構成市のごみ減量効果が目に見える情報の形で明らかになる必要がある。例えば、ごみが減量した時の焼却炉の延命効果、水分の燃焼効果への影響等々がごみ減量の評価の基礎数値となる。これらの数値等も考慮のうえ次期基本計画は策定されるものとする。

(2) 提案事項

この8年間の活動により、ごみの減量化や資源化は進み、平成22年度末における構成市合計の家庭系及び事業系ごみの総排出量はほぼ基本計画で推定したとおりになっている。しかし、近年においては平成21年度から平成23年度にかけて晴丘センターの処理料金を値上げしたことによる事業系ごみの削減が寄与するところが大きく、家庭系ごみ減量のペースは緩やかになってきている。

これまでの減量化・資源化の延長上の活動に加え、引き続きごみの減量を図るための余地としては以下のような諸課題が考えられ、

- 焼却処分されている剪定木の資源化
- 重機で解体後に焼却処分されている木製家具の資源化
- 可燃ごみに混入している資源の分別促進
- 可燃ごみの組成の多くを占める生ごみの資源化の検討
- 小型家電のリサイクルシステムの検討

これまで推進会議や構成市（市町会議）の中で検討してきた活動を今後も継続していくことが必要であるとする。

いずれも、構成市毎の種々の特性に合った方法を、市民の負担や収集効率、コスト、地球環境への影響等に鑑みながら模索していくことが今後のごみ減量化・資源化 ―ひいては最終処分場の延命化― に繋がっていくものと思われる。